



平成28年4月

エコやまぐち農産物加工認証申請 及び 流通・販売に係る認証票使用許可申請の手引

エコやまぐち情報は以下のアドレスから入手できます

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17300/junkan/ecoyama.html>

山口県では、国の定めた、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（以下「ガイドライン」という）に沿って化学農薬・化学肥料を不使用、または基準より50%以下に低減して生産された農産物を「エコやまぐち農産物」として認証しています。

これに加え、エコやまぐち農産物を原料の95%以上利用して作る農産加工品を認証する「エコやまぐち農産物加工認証」、エコやまぐち農産物を別の袋や箱に包装するなど違う形態にし、あらためて認証票の表示を行う、「流通・販売に係る認証票使用許可（小分け）」、エコやまぐち認証を受けた玄米をとう精し、精米にあらためて認証票の表示を行う、「流通・販売に係る認証票使用許可（精米）」という制度も用意しています。

本資料ではこれら「加工認証」と「流通・販売に係る認証票使用許可申請」の手続について説明します。

資料目次

- ・ 認証シール予約申込手続…P. 3
- ・ 加工認証申請手続…P. 4～5
- ・ 流通・販売に係る認証票使用許可申請（小分け）手続…P. 6～7
- ・ 流通・販売に係る認証票使用許可申請（精米）手続…P. 8～9
- ・ 注意事項…P. 12

《エコやまぐち農産物認証制度についてのお問い合わせ先、申請書類提出先》
山口県 農林水産部 農業振興課 （農業技術班）
〒753-8501 山口市滝町1-1 TEL：083-933-3366 FAX：083-933-3399
E-MAIL：a17300@pref.yamaguchi.lg.jp

手続の説明に入る前に

- ・「加工認証」とは、エコやまぐち認証を受けた農産物を原料の95%以上利用して作る農産加工品の認証のことです。
- ・「流通・販売に係る認証票使用」(小分け)とは、エコやまぐち認証を受けた農産物を、別の袋や箱に包装するなど違う形態にし、あらためて認証票の表示を行うことです。
- ・「流通・販売に係る認証票使用」(精米)とは、エコやまぐち認証を受けた玄米を仕入れ、とう精し(又は玄米の調製を行い)、認証票の表示を行うことです。
- ・申請に伴う手数料はかかりません。

必要書類の一覧

- ・必要な書類の一覧は以下の表のとおりです。
- ・様式、記載例は以下のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17300/junkan/ecoyama.html>

様式名		共通		加工認証		小分け・精米		備考
		4月～5月	加工前	出荷終了後	開始前	出荷終了後		
特裁4号	特別栽培米受払台帳					○ (精米)	任意様式でも可とする	写しを提出する。原本は精米責任者が保管。
加工1号	加工認証申請書		○				3枚一組	
加工2号	加工認証実績報告書			○				
認証票1号	認証シール予約申込書	○						認証シール斡旋希望者は提出
認証票2号	認証票使用許可申請書		○		○			生産認証申請書、加工認証申請書、流通計画書と一緒に提出
認証票3号	認証票使用実績報告書			○		○		使用終了後に提出
流通1号	流通計画書				○			
流通2号	流通実績報告書					○		
PR1号	PR申込書						随時提出可	任意提出

- ・「特裁4号」については、写しを提出されますようお願いいたします。また、ガイドラインの記載内容を満たしていれば任意様式で結構です。
- ・提出書類は、問い合わせや修正依頼に対応できるよう控えを取ってください。

共通手続 認証シール予約申込（生産、加工、流通・販売に共通）

提出書類

- ・「認証シール予約申込書」（様式認証票1号）

県は書類の提出を受けると…

- ・ 申込を集計し、印刷業者と協議を行います。

・ シールの斡旋を希望する方は、原則として「認証シールを使いたい年度の5月末」までに、「認証シール予約申込書」（様式認証票1号）をご提出ください。

・ シール予約申込は10枚単位とします。

・ 認証シールを従来どおりの価格（1枚3円・税抜き）で斡旋提供するために、全体要望量を把握してから印刷会社と協議をするので、このようなスケジュールになっています。

・ しかしながら、全体での申込状況によってはシールが1枚3円を上回る可能性がありますので、あらかじめご了解ください。また、期限を過ぎてシールの申込をされた場合は、期限内に予約申込された方より高額になる可能性がありますので、ご了解ください。

・ 予約されたシールは買い取りとなりますのでご注意ください。なお、予約したシール枚数に対し、使用するシール枚数が少なく、余剰が発生した場合、そのシールは次年度以降にまた認証（認証票使用許可）を受ければ使用可能です。

・ シールは「認証通知」（加工認証の場合）と「認証票使用許可通知」を受領するまでは使用してはいけませんのでご注意ください。

加工認証 手続 1

提出書類

- 「加工認証申請書」(様式加工1号)
- 「認証票使用許可申請書」(様式認証票2号)
- 「PR申込書」(様式PR1号) …任意

- 現地確認

県は現地確認の結果により、

- 「認証通知」と、「認証票使用許可通知」を申請者に送付します。
- 申請者へのシール発送を印刷業者に依頼する。(予約申込があった場合)
- 申請内容、PR内容をホームページに公開します。

印刷業者は県からの依頼を受け

- 申請者にシールと請求書とを送付する。

• 「加工を開始する年度」の加工を開始する2か月前までに、「加工認証申請」を行ってください。

• 「加工認証申請書」(様式加工1号)は3枚一組となっていますので、ご注意ください。

• 認証申請書提出後、申請内容に変更が生じた場合は、加工開始前までに「加工認証申請書(変更)」(様式加工1号)をご提出ください。• 加工を開始する前に県(農業振興課)にご連絡ください。

• シールが届いたら、速やかに印刷業者の指定口座へご入金ください。振り込み手数料は申請者負担です。また、振り込みを延滞した場合には、認証の取り消し等の罰則規程を適用します。

• 斡旋を希望されず、シール印刷の発注や包装資材へのマーク印刷を発注する方でも、「認証票使用許可通知」を受けとるまでは使用できません。

• 原料となる農産物が認証を受けていない場合、農産加工品も認証できませんのでご注意ください。

出荷

- 認証を受けた農産加工品には、エコやまぐちマークを表示して出荷してください。
- 認証を受けた農産加工品は「農産物」ではありませんので、ガイドライン表示はできません。（製茶を除く。）。
- 原料の表示に際して「特別栽培米使用」「特別栽培トマト使用」という表示は可能です。

加工認証 手続2

提出書類

- 認証票使用実績報告書（様式認証票3号）
- 加工認証実績報告書（様式加工2号）

- 出荷が終了したら、「認証票使用実績報告書」（様式認証票3号）と「加工認証実績報告書」（様式加工2号）を提出してください。
- 出荷時期の異なる複数加工品で認証を受けた場合には、すべての出荷終了後の提出でも結構です。

流通・販売に係る認証票使用許可申請（小分け編） 手続1

提出書類

- ・「認証票使用許可申請書」（様式認証票2号）
- ・「流通計画書」（様式流通1号）
- ・「PR申込書」（様式PR1号）…任意

県は書類の提出を受けると…

- ・書類の内容を確認し、必要に応じては現地確認も行った上、「認証票使用許可通知」を申請者に送付します。
- ・申請者へのシール発送を印刷業者に依頼します（予約申込があった場合）。
- ・許可内容、PR内容をホームページにて公開します。

印刷業者は県からの依頼を受け

- ・申請者にシールと請求書とを送付します。

・「認証票の使用を開始する年度」の販売を開始する1か月前までに、「認証票使用許可申請」を行ってください。

- ・申請書提出後、申請内容に変更が生じた場合は、「認証票使用許可申請書」（様式認証票2号）等変更該当する書類を再提出してください。

販売

- ・小分けした農産物にはエコやまぐちマークを表示するとともに、生産者（または卸売業者）から受領した情報に基づき、「ガイドライン表示」（Oページを参照）を行ってください。

流通・販売に係る認証票使用許可申請（小分け編） 手続2

提出書類

- ・認証票使用実績報告書（様式認証票3号）
- ・流通実績報告書（様式流通2号）

・販売が終了したら、「認証票使用実績報告書」（様式認証票3号）と「流通実績報告書」（様式流通2号）を提出してください。

・販売時期の異なる複数品で許可を受けた場合には、すべての販売終了後の提出でも結構です。

流通・販売に係る認証票使用許可申請（精米編） 手続 1

提出書類

- ・「認証票使用許可申請書」（様式認証票2号）
- ・「流通計画書」（様式流通1号）
- ・「PR申込書」（様式19号）…任意

・「認証票の使用を開始する年度」のとう精（精米作業）を開始する1か月前までに、「認証票使用許可申請」を行ってください。

・申請書提出後、申請内容に変更が生じた場合は、「認証票使用許可申請書」（様式認証票2号）等変更該当する書類を再提出してください。

・エコやまぐち農産物生産認証に、「特別栽培農産物制度」を導入していることから、精米にはエコやまぐち認証マークに加え、ガイドライン表示が必要となります。そのため、「精米責任者」「精米確認者」の設定が必要です。

精米責任者とは

- ・原料である玄米をとう精（精米）等する者のことです。
- ・「特別栽培米受払台帳」を備え付け、特別栽培米の受払いを明確に記録し、台帳の写しを精米確認者に提出します。
- ・台帳は3年間保管します。

精米確認者とは

- ・とう精の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、精米責任者によるとう精等について必要に応じ指導を行う者のことです。
- ・特別栽培米のとう精が行われている期間中は、月1回以上とう精施設に行き、入荷量、精米の数量、精米表示等の調査を行い、適正と判断した場合には、「特別栽培米受払台帳」の精米確認欄に確認年月日を記入し、署名押印を行います。

流通・販売に係る認証票使用許可申請（精米編） 手続2

- とう精（精米作業）開始前に県（農業振興課）にご連絡ください。

• 申請者から連絡



• 現地確認

県は現地確認の結果により、

- 「認証票使用許可通知」を申請者に送付する。
- 申請者へのシール発送を印刷業者に依頼する。（予約申込があった場合）
- 許可内容、PR内容をホームページにて公開する。

印刷業者は県からの依頼を受け

- 申請者にシールと請求書とを送付する。

- シールが届いたら、速やかに印刷業者の指定口座へご入金ください。振り込み手数料は申請者負担です。また、振り込みを延滞した場合には、使用許可の取り消し等の罰則規程を適用します。
- 斡旋を希望されず、シール印刷の発注や包装資材へのマーク印刷を発注する方でも、「認証票使用許可通知」を受けとるまでは使用してはいけません。

販売

- 精米には、エコやまぐちマークを表示して販売（出荷）してください。
- 生産者（または卸売業者）から受領した情報に、「精米確認者」を加えた「ガイドライン表示」を行ってください。
（ガイドライン表示については10ページをご覧ください。）

流通・販売に係る認証票使用許可申請（精米編） 手続3

提出書類

- 認証票使用実績報告書（様式認証票3号）
- 特設栽培米受払台帳（様式特裁4号）の写し 記載事項を満たせば任意様式で可
- 流通実績報告書（様式流通2号）

- 販売（出荷）が終了したら、「認証票使用実績報告書」（様式認証票3号）、「特別栽培米受払台帳」（様式特裁4号）の写し、「流通実績報告書」（様式流通2号）を提出してください。

※「特別栽培米受払台帳」（様式特裁3号）は、精米責任者が原本を保管し、精米確認者は写しを受領すべきものです。県への提出も写しをいただきますようお願いいたします。

- 出荷時期の異なる複数品目で許可を受けた場合には、すべての販売終了後の提出でも結構です。

ガイドライン表示について

- 出荷されるエコやまぐち農産物（＝特別栽培農産物）には、エコやまぐちマークに加え、以下のような「ガイドライン表示」が、貼付、箱への同封、手渡し等により伝達されます。販売者・精米者はこの表示内容の伝達を小分け・精米時点で留め置くことなく、消費者に伝える必要があります。

農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培農産物		
節減対象農薬： 山口県地域比 7 割減		
化学肥料(窒素成分)： 栽培期間中不使用		
栽培責任者： ○○○○		
住 所： 山口県○○市○○町△△		
連 絡 先： TEL083-000-0000		
確認責任者： △△△△		
住 所： 山口県○○市○○町△△		
連 絡 先： TEL083-000-0000		
節減対象農薬の使用状況		
○○	殺菌	1 回
□□	殺虫	1 回
△△	除草	2 回
◇◇	除草	1 回

農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培ほうれんそう		
節減対象農薬： 山口県地域比 5 割減		
化学肥料(窒素成分)： 山口県地域比 5 割減		
栽培責任者： ○○○○		
住 所： 山口県○○市○○町△△		
連 絡 先： TEL083-000-0000		
確認責任者： △△△△		
住 所： 山口県○○市○○町△△		
連 絡 先： TEL083-000-0000		
節減対象農薬の使用状況		
http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17300/junkan/ecoyama.html		

小分け時の対応

- 納品されたエコやまぐち農産物を小分けし、販売する場合にもこのガイドライン表示を行う必要があります。
- 手法としては、袋への貼付や店頭での掲示が考えられますが、手間を考えると店頭への掲示が最も対応しやすいと考えます。
- その際併せて生産者や農産物のPRをしていただくと幸いです。



店頭掲示の例

- ガイドライン表示は大きく印刷したものを掲示する。
- 商品にはそれぞれエコやまぐちマークを貼る。

- ガイドライン表示は対応する農産物が明確であることが重要なので、ご注意ください。

精米時の対応

- 精米の場合は、玄米出荷時のガイドライン表示の内容に「精米確認者」を追加し、新たなガイドライン表示を行う必要があります。表示例を以下に示します。

農林水産省新ガイドラインによる表示
<p style="text-align: center;">特別栽培米</p> <p>節減対象農薬：山口県地域比 5 割減 化学肥料(窒素成分)：山口県地域比 5 割減 栽培責任者：〇〇〇〇 住 所：山口県〇〇市〇〇町△△ 連 絡 先：TEL083-000-0000 確認責任者：△△△△ 住 所：山口県〇〇市〇〇町△△ 連 絡 先：TEL083-000-0000</p> <p>精米確認者：□□□米穀株式会社 住 所：山口県〇〇市〇〇町△△ 連 絡 先：TEL083-000-0000</p>
<p>節減対象農薬の使用状況</p> <p>http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17300/junkan/ecoyama.html</p>

精米確認者の表示が必要

- これを米袋への印刷、米袋への貼付、店頭への掲示、購入者への手渡し等により表示する必要があります。

注意事項

- 申請者及び関係者は関係法令、エコやまぐちに関する規程等を遵守してください。
- 提出書類等における虚偽記載、認証票の不正使用、表示の不備、法令違反等があった場合には、県は認証（認証票使用許可）を取り消すとともに、取り消しの日から3年間、当該者の認証（認証票使用許可）を行いません。
- 認証シールの予約申込をされた方は、シールが届いたら速やかに請求金額（シール代＋消費税＋送料）を印刷業者の指定口座へご入金ください。なお、振り込みに関する手数料は申込者負担です。
- 今後も引き続き印刷業者さんにシールの斡旋を続けていただけるよう、料金の支払延滞等、印刷業者に迷惑をかけることがないようにお願いします。
- 平成23年度まで使われていた「山口県有機農産物認証推進協会」の名前入りのエコやまぐち認証票は、原則として使用できません。
- 農産物検査法の規定による検査を受けていないいわゆる「未検査米」については、店頭等において品種の表示をしてはいけません。
- 店頭等での表示において、優良誤認を招く「有機農産物」「有機栽培」「無農薬」「減農薬」といった表示をしてはいけません。生産者が守るのは当然ですが、販売先にもよく理解してもらい、正しい表示を行うようご説明ください。
- 県からの問い合わせ、調査に関してはご協力をお願いします。